

以下は、資金決済に関する法律第62条の14第2項の規定に基づく、第一種会員（電子決済手段）（以下、「会員」という。）における利用者財産等の分別管理に係る「チェック項目」及び「チェックのポイント」を示したものとなっている。

1. 全般的事項

チェック項目	チェックのポイント
<p>1. 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は利用者財産等の分別管理の重要性を認識し、利用者財産の分別管理に関する法令・諸規則等(資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(以下、「府令」という。）、事務ガイドライン17. 電子決済手段等取引業者関係（以下、「事務ガイドライン」という。）、日本暗号資産等取引業協会が公表する自主規制規則・ガイドライン等）について、理解しているか。また、法令・諸規則等の内容について伝達周知されているか。</p>	<p>① 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、利用者財産の分別管理が利用者保護に資するものであることを理解した上で、利用者財産等の分別管理の重要性を認識しているか。また、利用者財産等の分別管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、利用者財産等の分別管理が適切に行われるための体制の整備（内部牽制機能の確保を含む。）等のために活用しているか。</p> <p>② 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、関連法令・諸規則等の内容について理解し、遵守する体制を整備しているか。（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第2条第2項）</p> <p>③ 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、関連法令・諸規則等の内容（改訂時の内容を含む。）について社内へ周知徹底させているか。</p>
<p>2. 分別管理の社内規程・規則及び手続が明確化されており、適切に運用されているか。電子決済手段等取引業者は、事務部門において十分にけん制機能が発揮されるような体制整備を含む、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備することが要請されている。（事務ガイドラインII-2-3-2-2）（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条）</p>	<p>① 分別管理の社内規程等が整備されているか。（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条第1項）</p> <p>② 社内規程等において、金銭・電子決済手段それぞれについて、分別管理の手続の詳細や職務分掌を含め具体的に定められているか。（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条第2項）</p> <p>③ 金銭、電子決済手段及び預金の預入・払出、信託の追加・解約において、それぞれ担当部署において事務マニュアルなどが整備され、そのとおり運用されているか。</p>
<p>3. 分別管理の執行方法について、利用者との契約に反映されているか。</p>	<p>① 金銭・電子決済手段それぞれについて、分別管理の執行方法が利用者との契約に反映されているか。（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第5条第1項）</p> <p>なお、国内外を問わず、第三者において管理する場合に契約に明記されており、利用者からの同意を得ているか。（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第5条第2項）</p>
<p>4. 社内監査・検査が明確に規定されており、定期的実施されているか。</p>	<p>① 社内監査・検査マニュアルが作成されており、社内監査・検査が実施されているか。また、社内監査・検査報告記録が残されているか。</p> <p>② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況を把握した上で、リスクの種類・程度に応じて、内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか（事務ガイドラインII-1-2⑭）。</p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経営陣に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか（事務ガイドラインII-1-2⑮）。</p>
<p>5. 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役社長への報告体制は整備されているか。</p>	<p>① 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役社長への報告体制について、社内規程等において明確にされているか。（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条第2項）</p>
<p>6. 利用者区分管理信託の不足、区分管理預金の残高不足・不適切な解約、電子決済手段の管理相違等異例事項があった場合、適切な措置が講じられる体制（※）ができているか。</p> <p>※ 異例事項の内容を把握した上で分別管理の内部統制に与える影響を検討する体制をいうものとする。</p>	<p>① 分別管理に関する法令違反が発見された場合の対応方針について規定されているか。また、実際に法令違反が発見された場合に、その対応措置を講じているか。</p>
<p>7. 金融庁の検査、日本暗号資産等取引業協会の検査、公認会計士又は監査法人の監査等において指摘された事項について、適切な措置が講じられているか。</p>	<p>① 金融庁の検査、日本暗号資産等取引業協会の検査、公認会計士又は監査法人の監査等において指摘された事項に適切に対応しているか。また、以下について関係者へ周知徹底が図られているか。</p> <p>イ 分別管理監査に対応するための必要な社内態勢（社内規則・マニュアルの策定、対応部署の設定等を含むがこれに限られない。）が整備されているか。</p> <p>ロ 分別管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会及び監査役又は監査役会に報告されているか。</p> <p>ハ 分別管理監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。</p> <p>（注）監査報告書については、日本暗号資産等取引業協会 自主規制規則「電子決済手段関連業務の利用者財産の管理に関する規則」を踏まえ、分別管理監査の基準日から</p>

	4月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第6条第4項)
<p>8. 利用者勘定元帳及び電子決済手段管理明細簿、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び電子決済手段の数量の記録(府令第76条第2項第5号及び第7号)を適切に作成しているか。電子決済手段等取引業に関する帳簿書類は、電子決済手段等取引業者の業務及び利用者財産等の管理の状況を正確に反映させるとともに、分別管理監査の結果に関する記録を行わせることにより、利用者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。(事務ガイドラインII-2-2-6-1)</p> <p>※ 電子決済手段信用取引において電子決済手段を担保として差し入れた場合は、利用者勘定元帳における信用供与に係る債務の額に準ずる情報として、当該電子決済手段の名称、数量及び法定通貨への換算額を記載することを想定している。</p>	<p>① 利用者の全ての取引について、利用者ごとに作成される利用者勘定元帳の取引情報(利用者の氏名又は名称、入出金及びその年月日並びに差引残高、電子決済手段の名称、自己・媒介・取次ぎ又は代理の別、売付け・買付け又は他の電子決済手段との交換の別、約定年月日、電子決済手段の数量、約定価格又は単価及び金額、電子決済手段信用取引にあっては、電子決済手段信用取引である旨、信用供与に係る債務の額及び弁済の期限、保証金に関する事項)及び電子決済手段管理明細簿の取引情報(利用者の氏名又は名称、受入れ又は払出しの別及びその年月日並びに差引残高、利用者の電子決済手段を管理する者の氏名又は名称、電子決済手段の名称、電子決済手段の数量)として正確に記帳されているか。(府令第77条第2項及び第3項)</p> <p>また、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び電子決済手段の数量の記録においては、利用者の金銭の額及び電子決済手段の数量の合計及び利用者別の金銭の額及び電子決済手段の数量が記録されているか。</p>
<p>9. 取引約定時及び金銭又は電子決済手段を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書(府令第29条第8項の事項が記載された書面をいう。)を適切に作成し、利用者へ送付しているか。また、利用者の返答及び苦情等の管理を適切に行っているか。</p> <p>電子決済手段等取引業者は、利用者等からの申出に対して適切に対処していくことを要請されており、かかる対処を可能とするための適切な内部管理体制を整備することが求められている。(事務ガイドラインII-2-2-8-1)</p>	<p>① 利用者の全ての取引及び残高について、取引約定時及び金銭又は電子決済手段を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書(府令第29条第8項の事項が記載された書面をいう。以下同じ。)が正確に作成されているか。</p> <p>② 個別の取引の約定時及び金銭又は電子決済手段を受領・出金等したときの利用者への通知については当該取引等の都度、取引報告書については定期的に利用者へ交付しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者の管理及び説明に関する規則第10条、第11条、第12条第1項、第17条第1項)</p> <p>③ 個別の取引の約定時及び金銭又は電子決済手段を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書に対する利用者の返答及び苦情等の管理簿は適切に作成されているか。</p> <p>④ 個別の取引の約定時及び金銭又は電子決済手段を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書に対する利用者の返答及び苦情等について報告・対応・解決しているか。特に、不一致等の申出について適切に対応しているか。</p>

2. 金銭の分別管理(全般的事項)

チェック項目	チェックのポイント
<p>1. 利用者区分管理必要額(府令第33条第2項第6号における個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下「必要額」という。)は正確に計算されているか。また、利用者からの預り金は、正確に計算されているか。</p> <p>※ 差金決済取引に係る預り金銭は、資金決済法における電子決済手段等取引業の分別管理の対象とされていない。</p> <p>※ 電子決済手段信用取引に係る預り保証金は、資金決済法上の分別管理の対象に含めるものとする。(事務ガイドラインII-2-2-2(2)①)</p> <p>※ 分別管理必要額の計算は、資金決済法上求められるものを計算する。ただし、預り金銭に関してどの取引のための預り金銭か区別して管理していない場合、預り金銭は全て資金決済法上の分別管理の対象に含めるものとする。</p>	<p>① 必要額は、利用者ごとの預り金残高の合計額であり、利用者勘定元帳の合計額と一致しているか。利用者からの預り金の勘定残高と一致しているか。なお、差異について調整が行われている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第3項)</p> <p>② 利用者からの預り金の勘定残高と、利用者勘定元帳(金銭)の残高データの合計金額は一致しているか。なお、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第3項)</p> <p>③ 資金決済法における電子決済手段等取引業に関して利用者から預かった預り金は全て必要額の計算に含まれているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第2号)</p> <p>④ 必要額の計算は1円単位で行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第3号)</p> <p>⑤ 利用者ごとの預り金残高について、データベース上の預り金残高をそのまま必要額とすることにより、他の利用者のマイナス残高を控除して必要額を計算しているようなことはないか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第4号)</p> <p>⑥ 当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金が確認されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第5号)また、当日において、当該時限以降に入金が確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第6号)</p> <p>⑦ 預り金が外貨の場合であっても、必要額の計算対象とされ、かつ、当該計算に用いる換算レートが社内規程等で定められているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第7号)</p> <p>⑧ 利用者より小切手、未収入金やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合、必要額の計算対象とされているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第8号、第9号)</p> <p>⑨ 会計処理ミス等による異常値は、適切に補正されているか。利用者からの預り金勘定</p>

	<p>等、必要額の計算の根拠となる勘定科目について会計処理ミスがあれば、必要額の計算に影響を及ぼすと考えられる。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第10号)</p> <p>⑩ 必要額の計算過程が保存されているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第11号)</p>
--	--

3. 金銭の分別管理（利用者区分管理金銭信託）

チェック項目	チェックのポイント
<p>1. 金銭等の預託の禁止の適用除外における利用者の金銭の管理について、電子決済手段等取引業者を委託者とし、同社の利用者を元本の受益者として利用者区分管理金銭信託に係る信託契約が締結されているか。(府令第33条第2項)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者が委託者、信託会社等（資金決済法第2条第26項に定める信託会社等をいう。以下同じ。）が受託者、電子決済手段等取引業者の利用者が元本の受益者とされているか。</p> <p>② 電子決済手段等取引業者において、受益者代理人が定められているか。</p> <p>③ 受益者代理人のうち少なくとも一人は、弁護士等から選任されているか。</p> <p>④ 電子決済手段等取引業者が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る受益者代理人が同一人とされているか。</p> <p>⑤ 電子決済手段等取引業者が、府令第33条第2項第4号に掲げる要件に該当したときは、原則として弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使することとされているか。</p> <p>⑥ 自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更のあるときは、信託銀行等に所定の手続がとられているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第9条第2項)</p> <p>⑦ 利用者区分管理信託を委託している契約先の信託会社等に変更があった場合、既に契約している契約の解約と新たな信託会社等との契約は、利用者区分管理金銭信託に切れ目が生じることがないように行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第9条第3項)</p>
<p>2. 利用者区分管理金銭信託の運用は、府令に基づき適切に行われているか。(事務ガイドラインII-2-2-3-2(2)③)</p>	<p>① 利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合を除き、以下の要件を満たしているか。</p> <p>イ 信託財産に属する金銭の運用が府令第33条第1項5号に定める方法に限られているか。</p> <p>ロ 信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものとなっているか。(府令第33条第2項7号)</p>
<p>3. 利用者区分管理金銭信託の追加、解約又は一部解約について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第9条第4項、第10条第2項第2号)</p>	<p>① 利用者区分管理金銭信託の追加、解約又は一部解約について、手続の詳細や職務分掌（信託の追加、解約等を行う担当者は管理部門に限定するなど）を含め具体的に定められているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第9条第4項)</p> <p>② 利用者区分管理金銭信託を解約又は一部解約する場合、以下のいずれかの条件が満たされているか。((電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項第2号)</p> <p>イ 信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合に、その超過額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。</p> <p>ロ 利用者区分管理金銭信託の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行う。</p> <p>ハ 利用者区分管理金銭信託の信託不足又は不適切な解約はないか。あった場合には、必要適切な措置が講じられたか。</p>
<p>4. 利用者区分管理金銭信託の残高の照合について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第4条第4項)</p> <p>信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額の照合が適切に行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第1項、第2項第1号)</p> <p>また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項第3号、第4号、第5号)</p>	<p>① 利用者区分管理金銭信託の残高の照合について、手続の詳細や職務分掌を含め具体的に定められているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条第2項)</p> <p>② 残高照合担当者と追加、解約を行う者が区別され、一の役職員が兼務していないか。また、事故・不正行為等防止の観点から、各担当者を定期的に交代させる又は連続休暇、研修等により職場を離れる方策をとる等の適切な措置を講じているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第4条第4項)</p> <p>③ 府令第33条第2項第6号に規定する個別利用者区分管理金額及び利用者区分管理必要額を、同条第2項の規定に従い毎営業日算定しているか(事務ガイドラインII-2-2-3-2(2)③)。</p> <p>④ 利用者区分管理信金銭託額について、定期的な残高照合が行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項第1号) 具体例は以下の通り。</p> <p>イ 信託の追加設定の都度、信託会社等から送付される通知(例:「金銭信託お手続きご通知」)の残高の照合</p> <p>ロ 信託会社等から契約書に基づき定期的に交付される照合書類と信託財産の元本の残高及び利用者区分管理必要額の照合</p>

	<p>⑤ 利用者区分管理金銭信託の追加・解約に関する指図が誤っていないか確認しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第 10 条第 2 項第 2 号)</p> <p>⑥ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第 10 条第 2 項第 3 号)</p> <p>⑦ 照会担当者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに取締役会等意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門へ報告しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第 10 条第 2 項第 4 号)</p>
<p>5. 毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額が必要額を上回るか確認し、下回る場合には、速やかに信託財産が追加されているかどうか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第 10 条第 2 項第 5 号)</p>	<p>① 毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額を必要額と比較し、不足額がある場合には、不足額が生じた日の翌日から起算して 2 営業日以内に、その不足額に相当する額の信託財産が追加されているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第 10 条第 2 項第 5 号) なお、2 営業日以内とする基準は、信託の受託者たる信託会社あるいは信託兼営金融機関の営業日とします。(「電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則」に関するガイドライン第 10 条第 2 項第 5 号関係) ※仮に 2 営業日の間に必要額が減少し、不足額が減少したとしても、一旦当初の不足額を追加することが望ましい。</p>
<p>6. 分別管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額その他信託事務の処理に必要な費用(以下、「預り金保全額」という。)を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則で定めているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則第 9 条第 1 項)</p>	<p>① 預り金保全額をあらかじめ社内規則で定めているか。また、当該預り金保全額を限度として利用者区分管理必要額とともに分別管理信託に係る信託財産に含めて管理しているか。</p> <p>その他、信託財産の中に上記必要額を超える自己の金銭を混蔵する事態が発生した場合に当該自体を解消するための対応方法をあらかじめ社内規則で定めているか。</p>

4. 電子決済手段の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
<p>1. 電子決済手段の分別管理について、法令等が定める要件を満たしているか。(府令第 38 条第 1 項～第 5 項)(事務ガイドラインⅡ-2-2-3-2 (3)①②)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条第 1 項～第 4 項)</p> <p>※ 資金決済法第 2 条第 10 項第 3 号に規定する「他人のために電子決済手段の管理をすること」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきであるが、利用者のために、電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合には、同号に規定する電子決済手段の管理に該当する。例えば、以下のような場合には、利用者のために、電子決済手段の移転に関する業務を行うものと考えられる。</p> <p>イ ブロックチェーン等のネットワーク上で発行する電子決済手段を取り扱う場合であって、単独又は関係事業者と共同して、利用者の電子決済手段を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、申請者が主体的に利用者の電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合。</p> <p>ロ 資金決済法第 2 条第 5 項第 3 号に規定する特定信託受益権のうち、受益証券発行信託(信託法(平成 18 年法律第 108 号)第 185 条第 3 項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。)に係る受益権に該当するものを取り扱う場合であって、申請者が、利用者から当該受益権に係る移転の指図(受益権原簿(同法第 186 条に規定する受益権原簿をいう。以下同じ。)の書換えの指図を含む。)を受け、自ら移転後の利用者の氏名等を受益権原簿に記録し、又は発行者に対して、受益権原簿の書換えの指図の伝達を行い得る状態にある場合。</p> <p>(注) 府令第 30 条第 1 項第 9 号に規定する電子決済手段の借入れは、資金決済法第 2 条第 10 項第 3 号に規定する電子決済手段の管理には該当しないが、利用者がその請求によっていつでも借り入れた電子決済手段の返還を受けることができるなど、電子決済手段の借入れと称して、実質的に他人のために電子決済手段を管理している場合には、同号に規定する電子決済手段の管理に該当する。(事務ガイドラインⅠ-1-2-2④)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、利用者財産である電子決済手段(以下「利用者電子決済手段」という。)を管理するときは、信託会社等への電子決済手段の信託(以下「利用者区分管理電子決済手段信託」という。)を設定し、当該信託会社等において、当該利用者電子決済手段を、当該信託会社等の電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットで管理させ、かつ、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理させる方法により、当該電子決済手段を管理しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条第 1 項)</p> <p>② 利用者区分管理電子決済手段信託に係る信託契約については、府令第 38 条第 2 項に掲げる要件を充足しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条第 2 項)</p> <p>③ 上記①の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、信託法第 3 条第 3 号の方法により利用者電子決済手段の信託(以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。)をして、当該利用者電子決済手段を、自己の電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットで管理し、かつ、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理する方法により、当該電子決済手段を管理する場合は、府令第 38 条第 3 項の財務局長等の承認を受けているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条第 3 項)</p> <p>④ 上記③に定める利用者区分管理電子決済手段自己信託は、府令第 38 条第 5 項に掲げる要件を充足しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条第 4 項)</p>
<p>2. 利用者に帰属することが明らかであるときの分別管理の方法について、法令等が定める要件を満たしているか。(府令第 38 条第 7 項)(事務ガイドラインⅡ-2-2-3-2 (3)④)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 12 条)</p> <p>※ 「利用者電子決済手段が利用者に帰属することが明らかであると</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条の定めにかかわらず、利用者電子決済手段を管理する場合において、当該利用者電子決済手段が利用者に帰属することが明らかであるときは、以下のいずれかの方法により、当該電子決済手段を管理しているか。</p> <p>イ 利用者電子決済手段を自己で管理する場合は、利用者電子決済手段を、自己の電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットで管理しなければならない。ま</p>

<p>き」とは、例えば、電子決済手段等取引業者が、資金決済法第2条第5項第3号に規定する特定信託受益権のうち受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合(電子決済手段等取引業者が受益証券発行信託の仕組みを用いた特定信託受益権を管理する場合)であって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されている場合が考えられます。他方、電子決済手段等取引業者がこのような受益証券発行信託の仕組みを用いない特定信託受益権を管理するときは、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第11条に規定する方法により管理する必要があります。(事務ガイドラインII-2-2-3-2(3)④注)</p> <p>なお、電子決済手段等取引業者が受益証券発行信託の仕組みを用いた特定信託受益権を管理する場合であって、当該特定信託受益権を表象するトークンに係る秘密鍵を自ら管理するときは、当該秘密鍵について、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第12条第1号に定める方法により管理する必要があります。他方、電子決済手段等取引業者が直接当該秘密鍵の管理をせず、第三者に当該秘密鍵の管理を委託する場合には、当該秘密鍵について、当該第三者をして、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第12条第2号に定める方法により管理させる必要があります。(「電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則」に関するガイドライン第12条第1項関係)</p>	<p>た、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理しなければならない。</p> <p>ロ 利用者電子決済手段を第三者に管理させる場合は、当該第三者をして、当該第三者の電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットで管理させなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理させなければならない。</p> <p>(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第12条)</p>
<p>3. 利用者区分管理必要数量等の算定が適切に行われているか。(府令第38条第6項)(事務ガイドラインII-2-2-3-2(3)①②)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第13条)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、利用者のために管理する利用者電子決済手段(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第11条第1項又は第3項の規定により利用者区分管理電子決済手段信託又は利用者区分管理電子決済手段自己信託(以下「利用者区分管理電子決済手段信託等」という。))を設定して管理するものに限る。以下同じ。)については、個別利用者区分管理数量(当該利用者電子決済手段(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第12条の規定により管理するものを除く。))を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。)、及び利用者区分管理必要数量(個別利用者区分管理数量の合計数量をいう。以下同じ。))を、毎営業日計算の上、記録しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第13条第1項)</p> <p>② 電子決済手段等取引業者は、①に基づく計算を行うに際しては、次のイ～トに掲げる手続を含むものとなっているか。</p> <p>イ 利用者区分管理必要数量の計算を当該電子決済手段に対し電子決済手段等取引業者の定める最少単位で行うこと。ただし、単位未満の数については切り上げとすること。</p> <p>ロ 個別の利用者のために管理する電子決済手段の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理数量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要数量を計算すること。</p> <p>ハ 電子決済手段の受入処理の時限以内に受入が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要数量の計算対象とすること。</p> <p>ニ 電子決済手段の受入処理の時限以降に受入が確認されたものは、翌営業日の利用者区分管理必要数量の計算対象とすること。</p> <p>ホ 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。</p> <p>ヘ 個別利用者区分管理数量及び利用者区分管理必要数量を毎営業日算定すること。</p> <p>ト 上記「ヘ」の計算過程を保存すること。</p> <p>(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第13条第2項)</p> <p>③ 電子決済手段等取引業者は、1か月を超えない期間ごとに、利用者区分管理必要数量に関する次のデータを照合しているか。</p> <p>イ 利用者電子決済手段の残高データ</p> <p>ロ 電子決済手段等取引業者が算定する利用者区分管理必要数量</p> <p>ハ 電子決済手段管理明細簿記載の利用者ごとの利用者電子決済手段の差引残高の合計量</p> <p>ニ 府令第75条第1項第7号に定める帳簿記載の利用者ごとの利用者電子決済手段の残高の合計量</p> <p>(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第13条第3項)</p>
<p>4. 利用者区分管理電子決済手段信託等による分別管理が適切に行われているか。(府令第38条第1項)(事務ガイドラインII-2-2-3-2(3)③)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第14条)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第11条第1項又は第3項の規定による利用者区分管理電子決済手段信託等については、利用者区分管理電子決済手段信託等に係る信託財産に自己の電子決済手段を混蔵させていないか。ただし、利用者区分管理電子決済手段信託等に係る信託財産の有高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額その他信託事務の処理に必要な数量及び当該数量を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則</p>

	<p>に定めた場合には、当該必要額を限度に利用者区分管理電子決済手段信託等に係る信託財産に自己の電子決済手段を混蔵して管理することができることに留意すること。(事務ガイドラインⅡ-2-2-3-2 (3)③イ(注))(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 14 条第 1 項)</p> <p>② ①の社内規則に定めた必要な数量を超える混蔵が発生した場合には、発生日の翌日から起算して 5 営業日以内に当該混蔵を解消しているか。(事務ガイドラインⅡ-2-2-3-2 (3)③イ(注)括弧書き)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 14 条第 2 項)</p> <p>③ 電子決済手段等取引業者は、利用者区分管理電子決済手段信託に関し、自社の商号(名称)・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更が生じた場合は、分別管理信託に係る信託契約の定めに従って所定の届出等を行っているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 14 条第 3 項)</p> <p>④ 電子決済手段等取引業者は、利用者区分管理電子決済手段信託の受託者を変更する場合、利用者区分管理電子決済手段信託の効力に切れ目が生じることがないように、既に締結済みの信託契約の解約及び新たな受託者との信託契約の締結を行っているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 14 条第 4 項)</p> <p>⑤ 電子決済手段等取引業者は、利用者区分管理電子決済手段信託等の追加、解約又は一部解約を受払担当者以外の者に行わせてはいないか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 14 条第 5 項)</p>
<p>5. 残高照合が適切に行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 15 条)</p> <p>※ 利用者電子決済手段が受益証券発行信託に係る受益権の場合(電子決済手段等取引業者が受益証券発行信託の仕組みを用いた特定信託受益権を管理する場合)には、受益権原簿に記録されている各利用者に帰属する受益権の数量の合計量との照合を含みます。(「電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則」に関するガイドライン第 15 条第 3 項関係)</p> <p>※ 分別管理財産が必要数量を下回った場合、法令で求められる営業日以内に不足数量を解消する必要がある。法令で求められる営業日以内に必要数量が減少して不足数量が減少した場合であっても、一旦当初の不足数量を追加することが望ましい。</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、照合担当者をして、利用者区分管理電子決済手段信託等に係る信託財産の有高と利用者区分管理必要数量を適切に照合しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 15 条第 1 項)</p> <p>② 電子決済手段等取引業者は、上記①に基づく照合を行うに際しては、次に掲げる手続を含むものとなっているか。</p> <p>(1) 信託財産の元本の有高と利用者区分管理必要数量について、毎営業日に照合を行うこと。また、受託者から送付される信託財産報告書等との定期的な照合を行うこと。</p> <p>(2) 追加信託、信託の一部解約又は利用者電子決済手段の受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。</p> <p>(3) 信託財産の元本の有高と利用者区分管理必要数量が合致しない場合には、その原因を分析(利用者からの苦情内容の確認等を含む。)すること。</p> <p>(4) 上記②(3)に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告すること。</p> <p>(5) 信託財産の元本の有高と利用者区分管理必要数量を比較し、不足数量がある場合には、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条第 1 項の規定により電子決済手段を管理する場合においては不足数量が生じた日の翌日から起算して 2 営業日以内に、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条第 3 項の規定により電子決済手段を管理する場合においては不足数量が生じた日の翌営業日までに、その不足数量に相当する電子決済手段が追加信託されていることを確認すること。</p> <p>(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 15 条第 2 項)</p> <p>③ 電子決済手段等取引業者は、照合担当者をして、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 12 条第 1 項の規定により管理する利用者電子決済手段について、ブロックチェーン上の利用者電子決済手段の有高と当該利用者電子決済手段の合計量を照合しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 15 条第 3 項)</p> <p>④ 電子決済手段等取引業者は、上記③に基づく照合を行うに際しては、次に掲げる手続を含むものとなっているか。</p> <p>(1) 利用者電子決済手段(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 12 条第 1 項の規定により管理するものに限る。以下、本条において同じ。)のブロックチェーン上の有高と当該利用者電子決済手段の残高データの合計量について、毎営業日照合すること。電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 12 条第 1 項第 2 号に基づき利用者電子決済手段を第三者に管理させる場合には、第三者が発行した残高証明書その他ブロックチェーン上の利用者電子決済手段の有高を証明する書類記載の数量と、当該利用者電子決済手段の残高データの合計量を、毎営業日照合すること。</p> <p>(2) 受払担当者による利用者電子決済手段に係るウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。</p> <p>(3) 上記④(1)の照合の結果が合致しない場合には、その原因を分析(利用者からの苦情内容の確認等を含む。)すること。</p> <p>(4) 上記④(3)に基づく分析結果ではその原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門に報告する</p>

	<p>こと。</p> <p>(5)上記④(1)の照合の結果、ブロックチェーン上の有高に不足数量がある場合には、その翌日から起算して5営業日以内（利用者との間で、5営業日より短い期限までに利用者電子決済手段を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内）に、その不足が解消されていることを確認すること。</p> <p>（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第15条第4項）</p>
<p>6. 電子決済手段の安全管理が適切に行われているか。(府令第38条第3項、第7項)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第16条)</p> <p>※ 府令第38条第3項後段又は府令第38条第7項第1号ロに規定する方法とは、「電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法」ですが、一度でもインターネットに接続したことがある電子機器等は「常時インターネットに接続していない電子機器等」には該当しないことに留意が必要です。「これと同等の技術的安全管理措置」が講じられていると認められるか否かは、個別具体的な事例に応じて実質的に判断されますが、一例として、秘密鍵等が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名ができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合が挙げられます。(「電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則」に関するガイドライン第16条第1項、第2項関係)</p> <p>※ 府令第38条第7項第2号ロに規定する方法とは、「利用者の電子決済手段の保全に関して、当該電子決済手段等取引業者が自己で管理する場合と同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる方法」ですが、「自己で管理する場合と同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる」場合として、以下のような例が挙げられます。</p> <p>イ 当該第三者において、府令第38条第7項第1号ロの措置が適切に講じられており、かつ、流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。</p> <p>ロ 委託者である電子決済手段等取引業者において、委託先管理が適切に行われること。(「電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則」に関するガイドライン第16条第3項関係)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、利用者電子決済手段を電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第11条第3項の規定による利用者区分管理電子決済手段自己信託により管理する場合には、利用者電子決済手段を移転するために必要な秘密鍵を府令第38条第3項後段に規定する方法で管理しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第16条第1項)</p> <p>② 電子決済手段等取引業者は、利用者電子決済手段(府令第38条第7項第1号柱書で定める必要最小限度の電子決済手段を除く。以下、①及び③において同じ。)を電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第12条第1項第1号の規定により自己で管理する場合は、利用者電子決済手段を移転するために必要な秘密鍵を府令第38条第7項第1号ロに規定する方法で管理しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第16条第2項)</p> <p>③ 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第12条第1項第2号の規定により第三者をして利用者電子決済手段の管理させる場合は、府令第38条第7項第2号ロに規定する方法で管理しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第16条第3項)</p> <p>④ 電子決済手段等取引業者は、利用者電子決済手段の全部又は一部が、③に定める方法以外の方法により管理される事態となった場合には、当該事態が生じた日の翌日から起算して1営業日以内に、当該事態を解消しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第16条第4項)</p> <p>⑤ 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかである場合において、②又は③に定める方法以外の方法で利用者電子決済手段の管理を行う場合、府令第38条第7項柱書に定める必要最小限度の範囲で、当該方法で管理する利用者電子決済手段の上限をあらかじめ社内規則で定めているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第16条第5項)</p> <p>⑥ 電子決済手段等取引業者は、⑤の社内規則で定めた上限を日本暗号資産等取引業協会に届け出ているか。また、電子決済手段等取引業者は、当該上限を変更する場合には、あらかじめ日本暗号資産等取引業協会に届け出ているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第16条第6項)</p>
<p>7. 外国電子決済手段である利用者電子決済手段を管理等する場合の特則が定める措置について適切に行われているか。(府令第30条第1項第6号イ、ロ)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第17条)</p> <p>※ 電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第17条第1項の必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保することができる合理的に認められる措置としては、例えば、履行保証金保全契約(資金決済法第44条に規定する履行保証金保全契約をいう。)又は履行保証金信託契約(資金決済法第45条第1項に規定する履行保証金信託契約をいう。)と同等の契約を締結する方法による保全が考えられます。また、利用者の外国電子決済手段の買取りを行うために必要な資産の算定及び保全のための合理的な措置としては、毎営業日ごとにこれを算定し、不足が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に不足を解消することが考えられます。なお、外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている外貨ではなく、円貨で必要な資産の保全等を行う場合には、利用者の保護を確保することができる合理的に認められる措置としては、為替相場の変動のリスクを踏まえて、例えば、不足額が生じないよう保全額の算出方法を定めること等が必要であることに留意してください。(事務ガイドラインI-1-2-3(2)②イ)(「電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則」に関するガイドライン</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、外国電子決済手段である利用者電子決済手段を管理する場合には、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等(資金決済法第2条第7項に規定する債務の履行等をいう。)を行うことが困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該電子決済手段等取引業者が、利用者(国内にある利用者と国外にある利用者とを区分することができる場合においては、国内にある利用者。①において同じ。)のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約する措置及び当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保することができる合理的に認められる措置を講じているか。(府令第30条第1項第6号イ)(事務ガイドラインI-1-2-3(2)②イ)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第17条第1項)</p> <p>② 電子決済手段等取引業者は、当該電子決済手段等取引業者が利用者(電子決済手段等取引業者等を除く。)のために外国電子決済手段の管理をすること(当該利用者の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。)及び移転をすること(電子決済手段の交換等に伴うものを含む。)ができる金額が、当該電子決済手段等取引業者が資金移動業者の発行する電子決済手段(資金決済法第36条の2第2項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。)を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置を講じるものとし、以下の措置を講じているか。</p> <p>イ 利用者の指図により外国電子決済手段を移転する場合(電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含み、電子決済手段の交換等に伴うものを含む。)において、その1回当たりの移転可能額を100万円以下に限定する措置</p> <p>ロ 利用者電子決済手段である外国電子決済手段の金額が1人当たり100万円を超え</p>

<p>第 17 条第 1 項関係)</p>	<p>る場合において、当該利用者電子決済手段のうち、その移転がなされる蓋然性が低いと判断されるものについては、その利用者の外国電子決済手段の買取りその他当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置 (府令第 30 条第 1 項第 6 号ロ)(事務ガイドライン I-1-2-3(2)②ロ) (電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 17 条第 2 項)</p>
<p>8. 委託先の管理が適切に行われているか。(資金決済法第 62 条の 11)(府令第 26 条)(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 19 条)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、利用者電子決済手段の管理を第三者に委託する場合には、当該第三者による利用者電子決済手段の管理に係る業務（以下「委託管理業務」という。）の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な社内管理体制を整備しているか。（電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 19 条第 1 項）</p> <p>② 上記①に基づく社内管理体制の整備には、以下の事項を含んでいるか。</p> <p>イ 委託先の信用状況の確認</p> <p>ロ 委託先において照合担当者及び受払担当者が選任されており、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 11 条～第 18 条の定めに従って適正に委託管理業務が行われていることの定期的な確認</p> <p>ハ 外部監査により、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則及び関連法令等の内容に従って適正に委託管理業務が行われているかの検証が行われていることの確認</p> <p>ニ 委託先の業務継続が不能又は困難になった場合の分別管理業務の継続体制</p> <p>ホ 資金決済法第 62 条の 11 及び府令第 26 条各号に定める措置の実施 (電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 19 条第 2 項)</p>
<p>9. 流出等のリスクへの対応が適切に行われているか。(事務ガイドライン II-2-2-5) (電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 22 条)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段(利用者電子決済手段を含むがこれに限られない。以下同じ。)の流出等の原因となり得るリスク（以下「流出等のリスク」という。）を、電子決済手段の種別ごとに特定・評価するものとし、流出リスクの特定・評価については、イ～ニについて実施しているか。</p> <p>イ 取り扱う電子決済手段の種類ごとに、当該電子決済手段の流出リスクを特定・評価しているか。</p> <p>(注) 流出リスクの特定・評価に際しては、日本暗号資産等取引業協会や専門的知見を有する関係団体等におけるセキュリティ対策に係る指針等も参考とする必要があることに留意する。</p> <p>ロ 流出リスクの特定に当たっては、電子決済手段の仕組みや当該電子決済手段に使用される技術、社内のシステム・ネットワーク環境、電子決済手段を移転するために必要な秘密鍵等の使用(署名)に至るオペレーション等の事情を勘案のうえ、想定され得る流出の場面(秘密鍵等の漏えい、盗難、不正利用、消失等を含むがこれに限られない。)を洗い出し、当該流出の原因となるリスク(サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限らない。)を具体的に特定しているか。</p> <p>ハ 特定した流出リスクの評価に当たっては、当該リスクが顕在化することによって生じ得る電子決済手段への影響その他利用者及び経営への影響等を具体的に分析し、評価しているか。また、定期的にリスク評価を見直すほか、電子決済手段の管理に関し、重大な影響を及ぼし得る新たな事象が発生した場合には、必要に応じてリスク評価を見直すこととしているか。</p> <p>ニ 新たな電子決済手段の取扱いやサービスの提供を開始する場合には、当該電子決済手段・サービス等の提供前に分析を行い、流出リスクの観点から検証しているか。 (事務ガイドライン II-2-2-5-2(2)) (電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 22 条第 1 項)</p> <p>② 流出等のリスクを低減するために、電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 23 条以下に規定する措置その他の必要な措置を講じているか。流出リスクの低減に際しては、流出の態様の変化や技術の進歩等を踏まえつつ、日本暗号資産等取引業協会や専門的知見を有する関係団体等におけるセキュリティ対策に係る指針等も参考とする必要があるが、例えば、以下の点を含め、上記①で特定・評価された流出リスクに対して有効な低減措置を講じているか。</p> <p>イ 電子決済手段を移転する場合には、あらかじめ社内規則等で定められた手続に従い、複数の担当者が関与する体制となっているか。</p> <p>ロ 権限者以外の者が使用(署名)できない方法で秘密鍵等を管理しているか。特にハードウェアや紙等の物理媒体で秘密鍵等を管理する場合には、施錠されたセキュリテールーム、金庫など権限者以外の者がアクセスすることができない環境で保管しているか。</p> <p>ハ 電子決済手段の移転について、複数の秘密鍵等を用いた電子署名を必要とする等の適切な措置を講じているか。複数の秘密鍵等を用いる場合には、各秘密鍵等の保管場所を分けて管理しているか。</p> <p>ニ 電子決済手段の移転に際して、当該電子決済手段の移転に係る取引内容が真正であることを確認しているか。</p>

	<p>ホ 利用者からの依頼によって電子決済手段が自動的に外部に移転する仕組みを用いる場合には、一回又は短時間に移転できる電子決済手段の上限を設定しているか。</p> <p>ヘ 秘密鍵等が紛失した場合に備え、バックアップを作成しているか。バックアップについても、事務ガイドラインⅡ-2-2-3-2(3)③並びに上記ロに基づいて安全に管理しているか。</p> <p>ト 電子決済手段の移転の手続について内部監査の対象としているか。 (事務ガイドラインⅡ-2-2-5-2(3)) (電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 22 条第 1 項)</p> <p>③ 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の流出等を直ちに検知するために必要な内部管理体制及び流出等を検知した場合に検知内容を速やかに社内周知するための社内連絡体制を整備するとともに、流出等への対応として、二次被害の防止、被害にあった利用者への対応、関係者への報告等の措置を講じることができる緊急時体制を構築するためのコンティンジェンシープランを策定しているか。電子決済手段の流出を検知した場合の対応について、流出時を想定したコンティンジェンシープランを策定の上、例えば、以下の措置を含む緊急時体制を構築しているか。</p> <p>イ 二次被害を防止するために必要な措置 (注) 例えば、インターネットと接続した環境で秘密鍵等を保管している場合には、当該秘密鍵等を直ちにインターネットから隔離すること、当該秘密鍵等で管理される電子決済手段を直ちにインターネットに接続されていない環境に移転させること、他の電子決済手段に影響がないか確認することなど、流出の状況や保管している電子決済手段の特性などに応じ、必要な対応を検討することが求められる。</p> <p>ロ 被害にあった利用者への対応 (相談窓口の設置等を含む。) (注) 利用者への被害回復にあたっては、府令第 30 条第 3 項各号に規定する債務の履行に関する方針及び損失の補償その他の対応に関する方針に従った対応が求められることに留意する。</p> <p>ハ 当局及び外部委託先等を含む関係者への報告・連携 ニ 速やかな原因分析及び新たなリスク低減措置の検討・実施 (注) 原因分析を迅速に行うためには、関連するサーバー等の証拠保全を適切に行うこと、事象の追跡に十分な情報を含むアクセスログなどを記録しておくことが必要である点に留意すること。(事務ガイドラインⅡ-2-2-5-2(4)) (電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 22 条第 2 項)</p> <p>④ 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の管理に係るシステム等の変更が行われるときには、当該変更にあわせてコンティンジェンシープランの見直しを行い、変更後のシステムに適した対応手順を定めているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 22 条第 3 項)</p> <p>⑤ 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の管理担当者に対し、漏えい時対応に係る訓練を実施し、当該事態が発生した場合には、速やかに手順を実行する準備が整っていることを確認しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 22 条第 4 項)</p>
<p>10. 電子決済手段の保管が適切に行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 23 条)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、次のイ～ハに従い、電子決済手段を安全に管理しているか。</p> <p>イ ハッキングによる電子決済手段の流出等を防止するため、単位時間あたりに外部送金する予想数量を著しく上回る数量をオンライン環境に保管しないようにすること。</p> <p>ロ 管理する電子決済手段の数量に応じて複数のウォレットを設置し、流出等のリスクを分散すること。</p> <p>ハ 保管する電子決済手段に関する最新のセキュリティ情報を入手し、保管上の対策向上に努めること。 (電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 23 条)</p>
<p>11. 秘密鍵の管理が適切に行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 24 条)</p>	<p>① 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の管理のために使用する乱数生成器に関し、次のイ～ニを定め、適切に管理しているか。</p> <p>イ 使用する秘密鍵及びシード (秘密鍵の生成に用いる値をいう。以下「秘密鍵等」という。) の生成者に関する事項</p> <p>ロ 秘密鍵等及びアドレスの生成手法の事前検証に関する事項</p> <p>ハ 乱数生成器の仕様に関する事項</p> <p>ニ 乱数の保管量に関する事項 (電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 24 条第 1 項)</p> <p>② 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段を管理するウォレット (バックアップのためのウォレットを含む。) に関し、次のイ～トを定め、適切に管理しているか。</p> <p>イ 秘密鍵等の暗号化及び復号に関する事項 (暗号化方式及び暗号強度に関する事項を含む。)</p> <p>ロ マルチシグネチャー又は秘密鍵の断片化に関する事項</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ハ 秘密鍵等へのアクセス権に関する事項 ニ 秘密鍵等へのアクセスの検知及び記録に関する事項 ホ 電子決済手段の移転時に使用するアドレスに関する事項 へ ウォレットの機能の検証に関する事項 ト 秘密鍵等の場所的分散管理及び組織的分散管理に関する事項(マルチシグネチャーに使用する秘密鍵又は断片化された秘密鍵の分散管理に関する事項を含む。) <p>(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 24 条第 2 項)</p>
12. 秘密鍵の利用に関して、適切に管理されているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 25 条)	<p>① 電子決済手段等取引業者は、秘密鍵の利用に関し、次のイ～ニを定め、適切に管理しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 秘密鍵等の管理担当者の認証に関する事項 ロ 秘密鍵等の使用環境に関する事項 ハ 秘密鍵等の管理担当者の適正性確認に関する事項 ニ 署名前の送金確認に関する事項 <p>(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 25 条)</p>
13. 管理担当者への権限付与等が適切に行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 26 条)	<p>① 電子決済手段等取引業者は、秘密鍵等の管理担当者への権限の付与及び権限の解除、変更(以下、「権限の付与等」という。)を行う際は、適切かつ確実に行っているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 26 条第 1 項)</p> <p>② 電子決済手段等取引業者は、①の措置を実践するため、権限の付与等を行うための手順を定め、当該手順を経由して適切に行っているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 26 条第 2 項)</p> <p>③ 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の管理に関連するすべての情報システムの役割とシステム領域ごとの権限の付与状況等を記録し、秘密鍵等へのアクセス権限を管理しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 26 条第 3 項)</p> <p>④ 電子決済手段等取引業者は、秘密鍵等の管理担当者への権限の付与等を承認した者及び付与等に係る作業を行った者、作業結果の確認結果を記録し、保管しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 26 条第 4 項)</p> <p>⑤ 電子決済手段等取引業者は、内部監査をもって、秘密鍵等の管理担当者への権限の付与等の業務が適切に行われていることを検証しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 26 条第 5 項)</p>
14. 電子決済手段の入出金が適切に行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 29 条)	<p>① 電子決済手段等取引業者は、担当者以外の者に、電子決済手段の出金を行わせてはならないとしているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 29 条第 1 項)</p> <p>② 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の入出金(ブロックチェーン等のネットワーク上に反映されないものを含む。)を行った場合には、当該電子決済手段の入出金を適切に帳簿に反映するなど適時かつ適切に記録しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 29 条第 2 項)</p> <p>③ 電子決済手段等取引業者は、次のイ～ハの基準を設け、利用者電子決済手段の入出金状況をモニタリングしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 1 回の指示による入出金額 ロ 同一利用者からの一定期間内に指示された入出金総額 ハ 全利用者による単位時間当たり入出金累計額 <p>(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 29 条第 3 項)</p> <p>④ 電子決済手段等取引業者は、上記③のモニタリングにより基準値に達した場合には、即時に責任者に伝達され、必要に応じ出金業務の停止その他必要な措置を速やかに実施する体制を整備しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 29 条第 4 項)</p>
15. 自己の電子決済手段の残高確認について適切に行われているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 30 条)	<p>① 電子決済手段等取引業者は、少なくとも 1 日に 1 回、自己保有の電子決済手段の残高データとブロックチェーン上の電子決済手段の有高とを照合し、差異が生じていないことを確認しているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 30 条第 1 項)</p> <p>② 電子決済手段等取引業者は、①の照合の結果、差異を発見した場合には、速やかにその原因を特定し、電子決済手段の保全のために必要な措置を施すとともに、プログラムの欠陥その他システム上の不具合に起因する場合には、プログラム等の改修を図っているか。(電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理に関する規則第 30 条第 2 項)</p>

5. ITに係る全般的事項

チェック項目	チェックのポイント
1. 定期的にかつ適時にシステムリスクを認識・評価するように、システムリスク管理の基本方針が定められているか。(電子決済手段関連業務)	① システムリスク管理の基本方針が定められているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 4 条第 2 項)

<p>務に係るシステムリスク管理に関する規則第4条第2項)</p> <p>※ システムリスクについては、事務ガイドラインII-2-3-1-1の意義を参照する。</p>	
<p>2. システムリスク管理の基本方針に従い、システムリスク評価を実施しているか。</p>	<p>① システムリスク管理の基本方針に従い、システムリスク評価の実施時期、頻度、実施方法等が定められ、実際にシステムリスク評価が実施されているか。</p>
<p>3. システムリスク管理の基本方針は、必要に応じて見直しが行われているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第4条第3項)</p>	<p>① システムリスク管理の基本方針の見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第4条第3項) また、システムリスク評価の実施後の残存リスクの評価が実施され、取締役会に報告されているか。</p>
<p>4. サイバーセキュリティ管理を行っているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第9条)</p>	<p>以下のようなサイバーセキュリティ管理を行っているか(事務ガイドラインII-2-3-1-2(5))。</p> <p>① サイバーセキュリティについて、取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</p> <p>② サイバー攻撃に対するモニタリング体制などのサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>③ サイバー攻撃に備え、リスクベースで入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <p>④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、攻撃元のIPアドレスの特定と遮断を行う等の措置を速やかに実施する態勢を整備しているか。また、影響範囲の確認や原因究明のためにログ保全やイメージコピー取得など事後調査(フォレンジック調査)に備えた手順を整備しているか。</p> <p>⑤ 脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応手順を明確に定め、組織的に実施しているか。また、システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</p> <p>⑥ 第三者(外部機関)のセキュリティ診断を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。また、国内外でサイバーセキュリティ侵害事案が発生した場合には、適宜リスク評価を行っているか。</p> <p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行っているか。</p> <p>⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、業務に応じた不正防止策を講じているか。</p> <p>⑨ サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</p> <p>⑩ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</p>
<p>5. セキュリティ診断(ネットワークの脆弱性診断、ソースコード診断、ペネトレーションテスト等)を活用したセキュリティ水準の評価が、定期的に行われているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第10条第4項)</p>	<p>① セキュリティ診断(ネットワークの脆弱性診断、ソースコード診断、ペネトレーションテスト等)を活用するなどセキュリティ水準の評価が、組織的かつ定期的に行われているか。</p> <p>② セキュリティ水準の評価の結果、発見された問題点について、組織的に対応がされているか。</p>
<p>6. 分別管理に関連するシステムのセキュリティ対策として侵入検知システム等が導入され、脅威の把握が行われているか。また、これらの脅威は調査分析されているか。</p>	<p>① 侵入検知システム等が導入され、脅威の把握が行われる態勢になっているか。</p> <p>② 検知された脅威が調査・分析・評価されているか。</p>
<p>7. サイバー攻撃やシステム障害等を想定したコンティンジェンシープランが策定され、定期的及び必要に応じて見直しが行われているか。</p>	<p>① サイバー攻撃やシステム障害、情報漏えい事案等を想定したコンティンジェンシープランが策定され、計画に沿った手続書が整備されているか。また、重要な外部委託先も含めた緊急時体制(サービスの提供元やシステムの連携先および発行者との連絡体制を含む。)が構築されているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第5条第1項)</p> <p>② サイバー攻撃やシステム障害、情報漏えい事案等を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。</p> <p>③ コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的に行い、訓練結果を踏まえてコンティンジェンシープランの見直し・拡充等を計画的に実施する態勢を整備しているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第5条第2項)</p>
<p>8. 電子決済手段の流出対策が実施されているか。</p>	<p>① 電子決済手段の流出を検知するシステム管理体制が定められているか。</p> <p>② 電子決済手段の流出を検知した場合、経営陣への報告体制が定められているか。</p> <p>③ 電子決済手段の流出を想定したコンティンジェンシープランがあるか。</p> <p>④ 電子決済手段の流出を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定めら</p>

	れ、当該基準に従い見直しが行われているか。
9. 第三者が講じている以下の電子決済手段の流出対策を確認しているか。	① 電子決済手段の流出を検知するシステム管理体制が定められているか。 ② 電子決済手段の流出を検知した場合、経営陣への報告体制が定められているか。 ③ 電子決済手段の流出を想定したコンティンジェンシープランがあるか。 ④ 電子決済手段の流出を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。

6. 分別管理に係るITの管理

(1) アクセス・セキュリティ

チェック項目	チェックのポイント
1. 経営者の承認を得た職務権限規程、職務分掌規程及びセキュリティに関する規程が定められているか。	① 職務権限規程、職務分掌規程及びセキュリティ規程が定められているか。
2. 重要情報について、不正アクセス等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。	① 重要情報について、以下のような不正アクセス等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。(事務ガイドラインII-2-3-1-2(4)⑥) イ 利用する拠点の役割や職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与 ロ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 ハ システムテスト等を実施する際の本番環境とテスト環境の分離
3. 分別管理に関連するシステムのユーザーID(※)の登録、変更は、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者の承認を得た上で行われているか。 利用者(ユーザー)部門責任者は承認に当たっては、業務上の権限とシステム上の権限設定とが整合していることを確かめられているか。 ※ 例えば、社内アプリケーション・システム等を通じて、顧客からの売買注文等の処理を行うことができるID。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーIDの登録・変更に係る手続が定められているか。 ② 定められた手続に従い、分別管理に関連するシステムのユーザーIDの登録、変更が行われているか。 ③ 登録・変更されたユーザーIDに関し、業務上の権限とシステム上の権限とが整合しているか。
4. 分別管理に関連するシステムのユーザーID(アクセス権限)について、退職者・異動者のユーザーID(アクセス権限)は、定められた手続に従い削除されているか。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーID(アクセス権限)の削除に係る手続が定められているか。 ② 削除事由の生じたユーザーID(アクセス権限)が定められた手続に従い削除されているか、又は無効化されているか。
5. 分別管理に関連するシステムのユーザーIDに関するパスワードの設定・運用に係る手続が規定されているか。 システムへのアクセスは、ユーザーID・パスワード等による認証により制限されており、パスワードは当該規定に基づいて運用されているか。	① 分別管理に関連するシステムのパスワードの設定・運用に係る手続が定められているか。 ② セキュリティ規程に沿ったパスワードポリシーが、分別管理に関連するシステムに実装されているか。
6. 分別管理に関連するシステムの定期的なユーザーIDの棚卸しに係る手続が定められているか。 定期的にユーザーIDの棚卸しが行われ、使用していないIDがないか、システム上の権限と業務上の権限とが整合しているか確かめられているか。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーIDの棚卸しに係る手続が定められているか。 ② ①の手続に従い、定期的に分別管理に関連するシステムのユーザーIDの棚卸しを実施され、未使用ID、権限相違のIDがないか調査されているか。 ③ ②の結果、未使用ID、権限相違のIDが発見された場合、当該IDの削除又は権限修正が行われているか。
7. 分別管理に関連するシステムの特権ID(※)は、システム管理責任者等の承認の下、許可された職員等のみに付与されているか。 ※ 例えば、ユーザーIDの作成・権限変更が可能、システムの設定変更(オペレーティングシステムの環境定義を含む。)やプログラムの作成・更新・削除が可能、データベースマネジメントシステムにおいてデータの更新が可能、などの特別な権限のあるID。	① 分別管理に関連するシステムの特権IDの登録、変更に係る手続が定められているか。 ② 分別管理に関連するシステムの特権IDの登録、変更が定められた手続に従い、実施されていることを確かめているか。 ③ 分別管理に関連するシステムの特権IDを共用している場合、その使用又は貸出管理が行われているか。 ④ 特権IDの利用に関し、事後的なモニタリングが行われているか。
8. 分別管理に関連するシステムの不要な特権IDは、削除されているか。	① 分別管理に関連するシステムの特権IDの削除に係る手続が定められているか。 ② 削除事由の生じた特権IDが定められた手続に従い削除されているか、又は無効化されているか。
9. 分別管理に関連するシステムの定期的な特権IDの棚卸しに係る手続が定められているか。 定期的に特権IDの棚卸しが行われ、使用していないIDがないか、システム上の権限と業務上の権限とが整合しているか確かめられているか。	① 分別管理に関連するシステムの特権IDの棚卸しに係る手続が定められているか。 ② ①の手続に従い、定期的に特権IDの棚卸しを実施され、未使用ID、権限相違のIDがないか調査されているか。 ③ ②の結果、未使用ID、権限相違のIDが発見された場合、当該IDの削除又は権限修正が行われているか。
10. 各サーバーに対するアクセス記録の保存、検証が行われているか。	① 各サーバーに対するアクセス記録が保存されているか。 ② 各サーバーに対するアクセスに不正なものがないか、検証が行われているか。
11. 分別管理に関連するシステム上管理されているデータについて、アプリケーションによる処理を介さずに行う直接修正は、定められた管理者による承認を得た上で行われているか。また、修正結果が意図した	① 分別管理に関連するシステムにおけるデータの直接修正に係る手続が定められているか。 ② 定められた手続に従い、データの直接修正が行われているか。

とおりになっていることを確かめられているか。	③ データの修正が意図したとおりに行われたことについて、確認が行われているか。
------------------------	---

(2) 開発・変更

チェック項目	チェックのポイント
1. 経営者の承認を得たシステム導入・システム変更に関する規程が定められているか。	① システム導入・システム変更に関する規程が定められているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 11 条第 3 項)
2. 新規システム導入・プログラム変更等は、導入要件等についての検討がなされ、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などの承認を得た上で決定されているか。	① 新規システム導入・プログラム変更等に係る手順が定められているか。 ② 利用者部門、システム管理責任者、経営者などにより、導入要件等の検討が行われた上で、当該プロジェクトの実施が承認されているか。
3. 新規システム導入・プログラム変更等の際し、本番環境にリリースする前に、システムロジック・業務フロー双方の観点からテストが実施されているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 11 条第 5 項、第 20 条第 1 項)	① システム導入・プログラム変更に関するテスト手順が定められているか。 ② 本番環境へのリリース前にシステム導入・プログラム変更に関するテストが行われ、定められた手順に従い承認されているか。
4. 新規システム導入・プログラム変更の本番環境への反映は、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などの承認を得た上で実施されているか。	① システム導入・プログラム変更の本番環境への反映に係る手順が定められているか。 ② システム導入・プログラム変更の本番環境への反映の決定に関し、本番環境反映前に利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などにより承認されているか。 ③ ②で承認されたシステム導入・プログラム変更が本番環境に反映されているか。
5. スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等(インターフェースジョブを含む。)の変更は、システム管理責任者等の承認の下、実施されているか。	① スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等(インターフェースジョブを含む。)の変更に係る手順が定められているか。 ② スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等(インターフェースジョブを含む。)の変更は、定められた手順に従い承認されているか。
6. システム開発の品質管理等についての規程が定められているか(事務ガイドラインII-2-3-1-2(6))。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 11 条第 6 項)	① システム設計/開発に関わるドキュメントやプログラム作成についての規程を策定しているか。具体的なセキュリティ要件を明確化することなどを含めているか。 ② レビューを実施し記録を残すなど、システム開発の品質管理についての規程および手順書が策定されているか。 ③ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が取引システムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。
7. 本番環境への変更を加える行為は適切に制限され、開発部門と分離されているか。	① 開発環境と本番環境は、ネットワークが分離されているか。 ② 本番環境に変更を加える行為が制限され、本番環境への変更権限が開発部門と分離されているか。

(3) システムの運用

チェック項目	チェックのポイント
1. 経営者の承認を得た運用管理に関する規程が定められているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 11 条第 6 項)	① 運用管理に関する規程等が定められているか。
2. システム運用管理規程および手順書が策定されているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 11 条第 6 項)	① 以下のような点を考慮し、システム運用管理規程および手順書が策定されているか。 イ 監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み ロ 監視にかかわるエスカレーションルールの統一化 ハ 作業プロセスに、記録・承認・点検の組み込み ニ システムの運用管理に係る業務の実施状況を文書にて記録し保管
3. システム(ソフト、ハード、ネットワークを問わず)に不具合(障害)が生じた場合、定められた関係者に連絡がなされ、対応されているか。	① 発生した障害に対する対応手順が定められているか。 ② 発生した障害が定められた関係者に連絡され、対応が執られているか。
4. 管理対象のデータはあらかじめ定められた頻度・スケジュールに従って定期的にバックアップされているか。バックアップメディアは定められた場所に保管されているか。	① 管理対象のデータのバックアップ手順及び保管場所が定められているか。 ② 管理対象のデータがあらかじめ定められた頻度・スケジュールに従って定期的にバックアップされ、定められた場所に保管されているか。
5. サーバーの設置場所には、物理的なアクセス制限があるか。職務に応じた担当者のみがデータセンターや本番ルームにアクセスできるように制限されているか。	① サーバーの設置場所及び当該設置場所への物理的なアクセス制限に関する手法及び手順が定められているか。 ② サーバーの設置場所に対する物理アクセスが、定められた手順に従い承認されているか。

(4) その他

チェック項目	チェックのポイント
1. 第三者に上記管理業務の一部を委託している場合(例えば、アプリケーション・システムの開発・運用業務の委託や、サーバー管理の委託等)、その管理状況についてモニタリングが行われているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 26 条第 1 項)	① 外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し対策を講じるためのモニタリング手順が定められているか。 ② 定められた外部委託先のモニタリング方法に従い、モニタリングが実施されているか。 ③ クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。 例えば、以下のような点を実施しているか。 イ 重要なデータを処理・保存する拠点の把握 ロ 監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映 ハ 保証報告書の入手・評価等

- | | |
|--|--|
| | <p>④ 上記の各チェック項目のチェックに当たり、外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施又は委託先の内部統制に関する報告書が利用可能か。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第26条第4項)</p> <p>⑤ 利用できない場合は、受託会社において内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</p> |
|--|--|